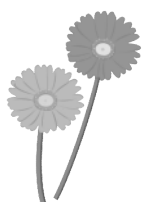


6 わが国固有の人権問題です

—同和問題—



～「生まれたところでなぜ差別するの？」

そんなの許せないよ！～

同和問題（部落差別）とは、明治時代以前の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別で、今もなお続いている重大な社会問題です。

かつて、日本国民の一部の人々が、住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。それらの人々が、住まわされていた場所を「同和地区（被差別部落）」、それらの人々に対する差別を「同和問題（部落差別）」といいます。

人は自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。それにもかかわらず、同和地区の出身というだけで結婚や交際を避けられたり、就職時の不利な扱いなどの差別を受けたりするなど、基本的人権が侵害されています。

この問題を解決するため、国や地方自治体がさまざまな取組を行った結果、同和地区の生活環境は大きく改善されました。しかしながら、従来の結婚差別などに加え、最近ではインターネット上に差別的な書き込みをするなどの新たな差別行為も発生し、差別意識の解消には至っていません。

このような差別をなくすためには、私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別をしたり、させたりすることのないよう行動していくことが大切です。

部 落 差 別 解 消 法

(部落差別の解消の推進に関する法律)

平成28年12月16日に施行された恒久法です。この法律では、部落差別の存在や、部落差別は許されないということを明確にしています。また、部落差別の解消に向け、国・地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制や教育及び啓発の充実などについても定められています。

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

令和4年7月8日に公布・施行されました。この条例では、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県や県民、事業者の責務を明らかにしました。また、第3条において部落差別の禁止の具体的な事例を盛り込むとともに、インターネットでの情報提供などによる部落差別の禁止規定を設けました。

相談窓口・問い合わせ先			
機関名	電話・FAX	主な内容	受付日・受付時間
さいたま地方法務局人権擁護課	048-859-3507	女性・子ども、高齢者、障害のある人、同和問題等人権関係全般	月～金 8時30分～ 17時15分 祝日・年末年始を除く
みんなの人権110番 ※最寄りの法務局・地方法務局へつながります。	0570-003-110		
川口市 総務課同和対策係	048-271-9229	同和問題に関する相談	月～金 8時30分～17時15分 祝日、休日、年末年始を除く